

男女共同参画推進事業補助金交付に関するよくある質問

(令和3年7月1日更新)

質問		回答
1	印刷・コピーの用紙代は補助対象か。	◎対象 科目は「消耗品費」です。
2	チラシ等の印刷代は、どの科目に当てはまるのか。	印刷方法によって異なります。 ・業者等に依頼する場合…「印刷製本費」 ・コンビニ等で印刷する場合…「使用料及び賃借料」
3	広報誌を発行する予定である。対象となるのか。	◎対象 科目については、質問②を参考にしてください。
4	事務所でチラシを印刷する場合、トナーの購入は補助対象か。	×対象外 男女共同参画推進事業以外でも使用できるため、補助対象にはなりません。
5	会議開催費として、部屋の借用料は補助対象となるのか。	◎対象 科目は「使用料及び賃借料」です。
6	講師や参加者への、お茶・菓子代は補助対象か。	×対象外 お茶・お菓子だけでなく、料理教室等の食材費も対象外となります。
7	申請前にチラシを印刷し、印刷代を支払ってしまった。補助対象となるのか。	×対象外 <u>交付決定前の支払いは補助対象にはなりません。</u> 申請から数日以内に「補助金交付決定通知書」をお送りします。交付決定日以降に取組に着手してください。
8	講師の交通費は補助対象となるのか。	◎対象 科目は「謝金(交通費含む)」です。領収書を必ずいただってください。
9	年間を通して、数回の事業を考えている。補助対象となるのか。	◎対象 1団体あたり、30,000円/年間が上限です。
10	一度申請をしたが、追加で実施を考えている。補助対象となるのか。	◎対象 1団体あたり、30,000円/年間の上限の範囲内で、申請可能です。 (市の予算の範囲内となるので、あらかじめ、年間を通した事業申請をしていただく方が確実です。)
11	申請時から、事業費が変更になったが、手続きは必要か。	速やかに、人権啓発センターまでご連絡ください。 変更承認申請の提出が必要な場合があります。
12	「領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類」には、支払証明書も含まれるのか。	×支払証明書は含まれません。 講師謝金の場合、講師の印が押された領収書や、銀行振込の際の銀行振込受領書等をご準備ください。
13	銀行振込の場合も領収書を発行してもらう必要があるのか。	銀行振込受領書で結構です。 ただし、 <u>振込手数料は補助対象外</u> です。
14	クレジットカード払いは補助対象となるのか。	◎対象 申請者名義のクレジットカードのほか、電子マネーでの支払いも可能です。
15	補助金の振込みは、個人の口座でも可能か。	×個人名義の口座は不可。 申請団体名義の口座へ振り込みます。
16	実績報告はいつまでに行えばよいのか。	事業が完了した日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日まで にお願いします。
17	市外の団体であるが、補助対象団体となるのか。	×対象外 市内に本拠地を置き、主として市内において活動する5人以上の団体を対象とします。

その他、ご不明な点はお問い合わせください。



丹波市男女共同参画センター

(まちづくり部人権啓発センター男女共同参画推進係)

〒669-3467

丹波市氷上町本郷 300 番地 丹波ゆめタウン 2 階 市民プラザ内

電話 0795-82-8684 FAX 0795-82-8692

業務時間：10 時～18 時、休館日：月曜日・年末年始